

平成24年度事業計画書

財団法人介護労働安定センター

1. 現状と課題

(1) 介護労働者の雇用環境

我が国人口の老年（65歳以上）割合は、出生低位の影響もあり、平成23年8月の2,962万人（全人口の23.2%）から、団塊世代が70歳代を迎える平成29年（2017年）には3,518万人（全人口の28.0%）、平成35年（2023年）には3,644万人（全人口の29.8%）へと増加が見込まれている（総務省統計局「人口推計」（平成23年8月確定値）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」より）。

これにより要介護認定や要支援認定者も平成16年の約410万人から平成26年には約600～640万人程度と見込まれ、介護サービスの需要拡大とその雇用拡大も見込まれている。

こうした中、労働集約的な介護サービス分野に係る労働力の状況については、直接介護を行う介護職員数が、平成19年の約117.2万人から平成37年には約213～244万人程度が必要と見込まれている（社会保障国民会議のシナリオ）ものの、次のような問題を抱えている。

① やりがいを抱きながら職業生活をスタートする者が多いものの短期間で離職する者の割合が高く、施設系介護事業所の定着率が低い状況にある。

また、労働者の過不足感については、訪問介護員を中心に「不足している」とする事業所の割合が高い状況となっている。

なお、最近の雇用失業情勢等においては、政府の「福祉・介護人材養成のための離職者訓練」や「緊急人材育成就職支援基金事業」等の施策により、人手不足感は緩和されたものの中長期的には有用な人材不足が懸念される。

② 若年者人口の減少の他、介護労働の厳しい労働条件や人手不足等の印象を背景に、教育機関や人材養成施設の定員割れが依然として見られる。

③ 平成21年10月1日現在の介護保険施設及び居宅サービス事業所等における介護保険事業に従事する介護職員数（実人員）約130万人、内介護福祉士（実人員）33.9万人（厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」より）であるが、有資格者数を見れば介護福祉士登録者数98万人（平成23年9月末現在）、訪問介護員養成研修1級から3級課程修了者数325.6万人（平成3年度から18年度 重複計上分を含む。）にもものぼり介護関係業務に従事していない有資格者が多数存在している。

④ 開業間もない小規模の介護事業所においては、労働法規への理解不足等から、労働時間・割増賃金・就業規則等の法違反や労働安全衛生法の扱いが未整備など、雇用管理の基本的な枠組みが確立されていないケースが見られる。

⑤ この他にも、働きつつも労働条件や業務に対する社会的評価の低さに対する不満が大きい。

(2) 介護労働安定センターの取組み

ア 当センターは、平成4年4月に設立して以来、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「介護労働者法」という。）に基づき介護労働者の人材養成と雇用管理改善を中心に事業運営を行ってきた。

特に、設立当初の時代背景にあっては、家政婦（家庭奉仕員を含む。）の処遇問題、病院内の付添看護の解消問題及びゴールドプランによる介護人材不足の

解消問題に対応することとして家政婦紹介所に登録された家政婦（ケア・ワーカーと称する。）の介護分野への就労対策を講じてきた。

平成12年度の介護保険法施行後、なお一層の人材不足の見込みから他産業から介護分野への人材移動を促進すべく、ハローワークと連携した再就職支援の取組みを行い、延べ約23万人余の人材養成を行ってきた。

平成19年度からの人材養成は、ヘルパー養成からより高度な知識習得と正規雇用を目指した介護職員基礎研修500時間に移行し実施してきた。

この人材養成にあたっては、当センターが培ってきたノウハウを生かすことにより平成23年度（24年1月末現在）の受講修了者の就職率87.6%（内介護事業所には91.7%）の実績を得ている。

また、平成20年度からは、介護サービスの高度化対応並びに職員の資質向上を図る必要からキャリア形成支援事業を展開している。

なお、平成24年度から施行される在職者向け新人材育成スキームのうち実務者研修についてモデル試行を行うこととしている。

イ 一方、介護分野の雇用環境においては、介護保険実施前の措置制度時代からの不安定な雇用契約、介護保険法施行後の介護報酬の引下げ等から処遇改善が進まず、多くの離転職を招き、介護人材不足から介護保険制度そのものの持続性に懸念が示された。

当センター設立当時の対応は、介護従事者は労働者であり適正・適法な雇用関係の形成を図る必要があるとの理解を得ることに重点を置き、また、その後は人材確保と定着率向上等のため国から委託された助成金等を活用して事業所内の雇用管理改善の啓発促進に努めてきた。

なお、介護保険法の施行に伴い、新たに介護分野に進出する事業主等を対象に、労働力確保と良好な雇用機会の創出のための助成金による時限的支援にも努めてきた。

また、平成14年度から実施している「介護労働実態調査」は、政府の社会保障と税の一体改革や介護報酬率改定等の基礎データとして採り上げられるとともに、都道府県の施策検討の場においても活用されてきている。

最近の労働局・ハローワーク等と連携した介護労働者等の雇用管理改善等の啓発支援については、「介護の日（11月11日）」の啓発週間を中心に全国的展開に努めている。

ウ しかしながら、介護事業所における労働関係法令の理解不足やこれからの介護サービスの需要増に伴う就労者数の増加により、今後、ますます雇用関係が大きな課題となることが見込まれる。

介護事業の健全な発展のためには、当センターの事業の着実な実施とともに行政機関との連携並びに介護保険制度や介護福祉士等の資格制度の見直しを踏まえつつ、労働環境の改善、福利厚生の充実、教育訓練の実施等の雇用管理改善の啓発・支援により一層努める必要がある。

2. 介護労働安定センターの課題

(1) 事業仕分けのフォローアップ

ア 当センターは、平成22年10月実施の行政刷新会議による事業仕分けにおいて「平成25年度を目途に、交付金依存体質を改めることに向けセンターの運営の在り方を見直す。」とされた。

これを受けた厚生労働省は、平成23年11月から外部有識者による検討会を開催し、介護事業所へのヒアリングやアンケート調査結果を基に検討した結果を平成25年度交付金予算に反映するとした。

また、同検討にあたっては、平成14年3月の閣議決定に基づく「国から交付された補助金等が年間収入の2/3以上を占める法人については、その解消を図る。」を拠り所とした自主事業の拡充が求められている。

なお、上記に先立ち、厚生労働省内の検討において、センターの役割は、「国の代替機能、民間がやっていないこと、専門機関となること、ネットワークを構築すること。」とした整理がなされた。この対応については、専門機関としての「提言」を平成23年10月に行いホームページ上に公開した。

イ フォローアップ対応

自主事業の拡充については、既存事業について基本部分から洗い直しを行い、平成14年3月の閣議決定の数値を達成するよう努める。

(2) 雇用管理改善の積極的な展開

介護労働者の離職率低下等の課題は、賃金以外には経営マインドによる影響が大きいと考えられる。特に、労働法令の基本的事項の習熟のみならず、労働契約による適正な労働環境の形成を図ることが、安定的な経営に資するとした意識が不十分である場合が見受けられる。

また、改正介護保険法（平成24年4月施行）では、「介護職員処遇改善交付金」に変わる「介護職員処遇加算」が設けられ、その算定要件に労働法規の遵守、労働保険料の適正納付、介護職員の任用上の職責・職務内容の周知等が規定されたこともあり、センターの公益的な見地の強みを活かし、開設後に一定期間経過した事業所や中小零細事業所を対象として、従前に増して継続した相談支援を行う必要がある。

このため、介護の日（11月11日）の取組みの他、介護雇用管理改善連絡会議や介護教育訓練ネットワーク協議会の場、また、ホームページや地元マスコミを通じて事業活動の周知広報に努めるとともに、個別には介護労働者の雇用管理改善に資するパンフレット（平成24年度前半に作成）や介護労働実態調査結果を活用した積極的な相談支援に努める。

(3) 改正介護保険法等への対応

改正介護保険法（平成24年4月施行）の主な改正内容は、介護報酬のプラス1.2%改定のもと、①在宅サービスの充実と施設の重点化、②自立支援型サービスの強化と重点化、③医療と介護の役割分担・連携強化、④介護人材の確保とサービスの質の向上（介護職員処遇加算等を含む。）である。

また、改正社会福祉士及び介護福祉士法の新たな人材育成スキームは、①平成24年度に「実務者研修」を施行、②介護職員基礎研修500時間とヘルパー1級養成研修を平成24年度末に「実務者研修」に移行、また、③ヘルパー2級研修については、平成24年度末をもって介護職員初任者研修（仮称）（平成24年度は施行準備期間）に移行される。

このため、平成24年度の介護労働講習において、実務者研修への着手（交付金事業）と初任者研修用のテキスト開発を行い、介護労働力の確保に努めるものとする。

さらには、介護福祉士※及び喀痰吸引等研修を受けた介護職員等は、医療関係者との連携等の条件の下に痰の吸引等を実施することが可能となったことから、在職者等を中心とした介護労働講習の設定等において適切な対応を図るものとする。（※平成28年1月国家試験合格者以降の者が対象）

（4）公益法人改革の対応

本対応については、公益法人改革関連三法に基づき、平成25年4月を目途に公益財団法人への移行を目指して作業を行う。

3. 業務運営の方針

上記の課題等を踏まえ、次により基本的対応を図るものとする。また、各事業について、事業計画の集計方式から目標達成に向けた計画策定・運営の方式に改めることとする。

（1）各事業対応について

ア 交付金事業の効果・効率的な運営の実施

イ 補助金依存率の低減努力

限られた予算・体制下であるものの、プロジェクト体制を構築し、新規自主事業の開拓や既存事業の拡充に積極的に取り組むことにより補助金依存率の低減化を目指すものとする。

ウ 経費の縮減

既存事業については、拡充と併せて収益性に乏しい事業の見直し、重点業務の選択並びに効率化等を見直しを通じて経費縮減を図るものとする。

エ 重点目標の明確化と共有化

上記対応に基づく事業運営の方針等をより明確化し、職員意識の統一化を図るものとする。

また、これまで以上に本部指導の見直し、重点目標の明確化とともに、本部・支部（所）間の適切なコミュニケーションによる全職員の重点目標の共有化などの運営に努めるものとする。

オ 数値目標・業績評価等を意識した取組みの推進

平成24年度の目標値の設定は、別添1のとおりである。

また、雇用保険二事業の平成24年度の目標値は、現段階では未定（例年10月から12月頃決定される。また、平成23年度の目標値は別添2のとおりである。）であるが、目標が達成されるよう運営等の推進を図るものとする。

実施結果については、「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点でPDCAサイクルの業務評価を行い、業務改善に反映させることとする。

また、各支部（所）の業績評価は、事業の収支状況と実績を基準として比較し手当支給により意識高揚を図ることとする。

カ 職員の人事評価制度については、試行期間を経て、実施を目指すこととする。

4. 各事業の運営

(1) 雇用管理改善等援助事業

ア 雇用管理改善等援助事業

(ア) 介護労働サービスインストラクターによる相談援助

相談援助事業は小規模・開業間もない事業所及び課題・問題に直面している事業所を対象に、フォローアップ等効果的な訪問と情報提供を適宜組み合わせ実施する。

特に、年度前半に作成する雇用管理改善用パンフレットや介護労働実態調査結果並びに雇用管理好事例を効果的に活用する他、労働者の勤労意欲の向上や定着指導を図るため、労務管理や法令遵守等をテーマとした相談・援助に取り組む。

(イ) 外部専門家への委嘱による相談援助

労働条件等専門的な相談や介護労働者の健康確保に関する相談は、社会保険労務士・経営コンサルタント・中小企業診断士、医師・看護師等の外部専門家へ委嘱して実施する。

なお、効果的・効率的に行うため集団型・出前型による相談も取り入れて実施する。

(ウ) 雇用管理改善の好事例の情報提供等

雇用管理改善として相応しい内容となるよう、引続き事例抽出と記載内容の向上を図るとともに、ホームページ上の公開の他、上記（ア）（イ）の相談援助の場においても活用を図る。

(エ) 事業者支援セミナー

本事業は、介護事業所の事業主や介護団体等の長並びに中間管理者を対象とし、これまでセンターが交付金事業（雇用管理責任者講習）にて培ったノウハウを活かしつつ、リスク管理や人事労務管理等のセミナーを実施する。

(オ) 介護労働シンポジウムの開催

介護労働者の雇用管理の改善等について広く啓発・普及を促すため「介護の日」と関連づけて実施する。

イ 介護労働実態等調査

介護労働実態（事業所・労働者）等調査は、介護労働者等の雇用管理改善に資する基礎資料として広く活用されるよう周知を図るとともに、行政機関や介護関係団体等への提供を図る。

調査にあたっては、学識経験者等からなる検討委員会の下、介護関係団体の協力を得て、調査項目等の精度を高めるとともに回収率向上の工夫を行う。

ウ 福祉共済事業

(ア) 傷害補償及び賠償責任補償事業

本事業は、介護事業主に雇用された介護労働者が業務上等の偶発的な事故によって傷害や感染症に罹患した場合の補償等、家政婦（夫）紹介所に登録のケア・ワーカー等を対象として介護サービス提供中の事故補償等として、損害保険会社との連携した運営の下、制度周知に努め、労働者の福利厚生等の支援を通じて職場定着の促進を図るものとする。

(イ) 賃金不払事故補償事業

「賃金の支払の確保等に関する法律」の適用外のケア・ワーカーの賃金不払事故に対する補償として、保険業法外の事業見直しを行い、看家団体と連携して所定の補償を行う。

(2) 能力開発事業

ア 介護労働講習

(ア) 介護職員基礎研修（500時間）の企画・実施

雇用保険受給者の再就職促進を目的とする本事業の運営にあたっては、ハローワークとの連携のもと、研修期間中、受講者に対して就職意欲を高める支援を講ずることにより介護分野への就労を促すものとする。

また、研修受講者は、雇用保険の受講指示者であるが、長期間の講習であることへの理解や就労意欲に積極的な者の確保に意識した取り組みを図るものとする。

なお、北海道、大阪、長崎支部を除く44支部（所）にて実施する。

(イ) 実務者研修の企画・実施

本研修は、上記2（3）のとおり新人材育成スキームとして平成24年度に創設される。

このため、受講者確保並びに実施（通信制）体制の整備に留意しつつ、モデル事業として北海道、大阪、長崎支部にて実施する。

(ウ) 受託による介護講習の実施

「交付金依存体質を改める」ことを踏まえて、従前にも増して、都道府県や介護団体等のニーズ把握に努め、積極的に応札する等の対応を図る。

また、事業運営においては、研修の質に配慮しつつ収支体質強化のための

見直しを積極的に図るものとする。

- ① 都道府県等の企画公募型による養成研修（介護雇用プログラムを活用した介護員養成研修を含む。）の受託にあたっては、当該実施要領により、年度途中の機動的な対処を含めて積極的に対応を図る。
- ② 介護労働者等のキャリアアップ促進を図るため、キャリア形成促進助成金など受講料負担軽減（訓練経費・訓練期間中の賃金等）を促しつつ取り組む。

(エ) 資格取得等を支援する教育訓練の積極的な実施

本講習については、介護職員基礎研修の修得や介護福祉士などの資格取得を通じて職業意識の向上等に繋げることにより、職場定着や介護サービスの質の向上に資するため、介護に係る資格取得体系の見直し及び地域ニーズを踏まえ積極的に実施する。

- ① 訪問介護員養成研修（2級）の計画・実施
- ② 介護職員基礎研修の計画・実施
- ③ 平成24年度介護福祉士国家試験内容を踏まえた介護福祉士準備講習の計画・実施
- ④ 介護支援専門員実務研修受講試験のための準備講習の計画・実施

(オ) 在職者の向上訓練の企画・実施

介護サービスの質の向上を目指した講習として、地域ニーズを的確に把握するとともに在職者が受講しやすいよう工夫し、受講機会の拡大を図る。

イ 研修コーディネート事業

介護サービスの需要増や質的な多様化・高度化に伴う介護労働者の確保と定着に向けた人材育成やキャリアパスの構築に係る課題対応のため、また、人材不足等による研修実施体制の未整備や介護労働者自身が適切な研修情報を把握できない等の課題も見られることから、各事業所におけるキャリアアッププランの作成や介護労働者が介護サービスを行う上で必要となるキャリア形成についての具体的な支援として次の事業を実施する。

(ア) 専門家（キャリア・コンサルタント）による相談援助

(イ) 能力開発啓発セミナー

(ウ) 介護技術等に関する講習会

(エ) 研修ニーズの把握及び計画策定の支援

ウ 能力開発調査研究

介護労働者等の能力向上に資する調査研究を行う。

(3) 介護支援事業

上記(1)、(2)の事業と相まって、介護労働者の雇用及び福祉に関する情報提供等の支援を行う本事業については、ニーズ把握や提供方法に工夫を加えて積極的に対応を図るものとする。

ア 図書等の刊行・販売事業

(ア) 図書等の刊行

図書等は、主に介護労働講習や雇用管理セミナー等と連携した内容の刊行と在庫管理に努める。

また、出版内容は、求められる情報、技術・課題・知識を捉えたものとなるよう努める。

(イ) 図書等の販売促進

図書等の販売にあたっては、介護労働講習や雇用管理セミナーの機会を捉えた販促（DM広報、広告など）を基本としつつ、介護事業所・教育機関への訪問や関係機関等との連携の機会を活かした販売にも心がける。

また、一般書店・販売委託業者・ホームページも活用して顧客拡大に取り組むものとする。

(ウ) 「ケアワーク」の発行・販売

介護労働者の雇用管理改善等に係る情報誌として発行を行い、賛助会員を含め購読者への啓発に資する内容に努める。

イ 介護事業者ホームページ支援事業

中小規模運営が多い介護事業所の人材確保支援としてホームページの作成・掲載サービスと求人情報の無料掲載サービスを実施する。

ウ 賛助会員の加入促進

当センターの事業趣旨に賛同された方を賛助会員とした運営は、広く介護労働者の雇用管理改善等の事業の普及・啓発に資するとともに、当センターにとって大きな支えとなり得るものであるため、その拡大について不断に努力する。

加入勧奨に当たっては、原則、事業所訪問によりセンター事業の意義等の理解を求めて取り組むものとする。

なお、平成24年度中に、賛助会員の加入期間の統一を図るものとする。

(4) 関係機関との連携・協力

労働局をはじめとする行政機関及び介護団体とのネットワークを構築し、介護労働者の雇用管理改善等に資するよう連携・協力を図る。

(5) 運営体制の整備

ア 公益法人としての社会的責務の推進

(ア) 法令遵守等の確保

当センター職員は、当センターが厚生労働大臣の指定法人として公的業務を執行する機関であり、法令により善管注意義務をもって執務を行う必要がある。

これらについて職員各自が自覚し、適法・公正な職務の執行に当たるとともに、職場の内外を問わず、責任ある行動に努めるものとする。

特に、個人情報の保護については、講習受講生等の情報など適切な管理の徹底、また、セクシュアル・パワーハラスメント防止についても職員間や講習受講生との間における人権に関する正しい認識を持つことが重要であり適

切な意識啓発を行なうものとする。

業務上の透明性の確保については、ホームページ等を通じて情報公開に努めるものとする。

(イ) 適正な経理処理の確保と不正防止

会計処理にあたっては、交付金と自主事業との適正な経理区分により、効果・効率面並びに公会計基準に照らした適正・適法な処理に努める。

(ウ) 業務資源の活用等

I T化に伴う事務処理は、個人情報保護や安全運用に配慮して実施する。

① ホームページの活用

事業活動を広く周知・広報する手段として、常に最新情報への更新を心がけるとともに、行政機関や介護関係団体との相互リンク先を設ける。

特に、講習事業やセミナーなどの掲載内容には配慮する。

② 既存I Tシステムは、効率的な業務運営の観点からの検証を行なう。

イ 職員研修の充実

当センターを取巻く環境への適切な対応や現有体制下における一定の成果を果たすためには、職員一人ひとりの専門性及び業務遂行能力の向上がこれまで以上に求められる。このため、職員研修を着実に実施する。

ウ 職員の健康管理

職員の健康管理については、産業医によるメンタルヘルスのほか、衛生管理に配慮し、職員及び利用者にとって、安全で快適な職場の実現、効果・効率的な衛生管理活動を推進していくものとする。

以上

平成 24 年度実施計画

財団法人介護労働安定センター

No	項 目	事 業
1	雇用管理改善事業	
	(1)雇用管理改善等援助事業	介護労働サービスインストラクターによる相談援助 雇用管理コンサルタントによる相談援助 介護労働者の健康管理（ヘルスカウンセラー）相談援助 健康診断受診支援 雇用環境改善に関する事業者支援セミナー 雇用管理改善の好事例の提供（訪問介護＋施設介護）
	(2)介護労働実態等調査	介護労働実態調査 特別調査
	(3)傷害補償（介護事業者用）事業	傷害補償 感染症見舞金
	(4)ケア・ワーカー等支援事業	傷害補償 賠償責任補償 賃金不払事故補償
	(5)介護労働シンポジウム事業	介護労働シンポジウムの開催
2	能力開発事業	
	(1)介護労働講習の推進	介護職員基礎研修（500時間） 実務者研修（450時間・320時間） 受託による公共職業訓練等 資格取得等を支援する教育訓練 在職者の向上訓練
	(2)キャリア形成の促進 （研修コーディネート事業）	専門家（キャリアコンサルタント）による相談窓口の設置 キャリア形成相談援助 能力開発啓発セミナーの実施 介護技術等の講習会の実施
	(3)関係機関との連携・協力	介護教育訓練ネットワーク協議会等の実施
	(4)能力開発調査研究	介護労働者の能力開発に関する研究会の開催
3	介護支援事業	
	(1)出版物の刊行・販売事業	出版物の刊行 出版物の販売 「ケアワーク」の発行・販売
	(2)介護事業者ホームページ支援事業	ホームページ支援 インターネット求人情報提供
	(3)賛助会員の加入促進	賛助会員交流会

平成23年度 雇用保険二事業の設定目標

- 1 雇用管理責任者講習
雇用管理責任者講習受講者の属する介護事業所のうち、雇用管理責任者を選任していなかった事業所において、雇用管理責任者を選任した率
・・・ 80.0%以上
- 2 雇用管理改善等援助事業
雇用管理等相談援助事業を受けた事業主において、本事業を受けたときから1年経過した時点における自己都合による離職率
・・・ 16.4%以下
- 3 介護労働者能力開発事業の実施
介護職員基礎研修修了後3ヶ月時点の就職率
・・・ 75%以上

以上